

# 調停の現在

話し合いで問題の解決を図る裁判所の調停。100年前に制度ができたから、国民や社会のニーズに応じて進化してきました。最近の取組を紹介します。

ローンの支払い見直せないかな？

## 民事調停

自然災害や新型コロナウイルス感染症等でローンの支払いに困ったときにも、**特定調停**で返済の見直し等を図ることができます。



調停制度発足100周年

民事調停はお金の貸し借りなどの民事のトラブルを、  
**家事調停**は離婚や相続などの家庭のトラブルを扱っています。

## 家事調停

家事事件において、**ウェブ会議**を利用した調停手続の実施が始まりました。自宅からも調停に参加できるようになります。

特許権、商標権、著作権といった知的財産権に関する紛争について、迅速で柔軟な解決を非公開の手続で図る調停手続（**知財調停**）を利用することができます。

もっと詳しく！



## 知財調停

知財調停では、知財部の裁判官と、知財事件の経験豊富な弁護士や弁理士などによって構成される調停委員会が、原則として3回目の期日までに、争点に対する見解を示すなど、専門性は維持しつつも、迅速な紛争解決の実現を非公開の手続で図ることができます。

また、特定のテーマに絞って話し合いを行うなど、柔軟な解決も可能です。



手続が簡単な調停。  
困った時に思い出して、  
トラブル解決に役立ててください！



調停について、詳しくは裁判所ウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.courts.go.jp/>)

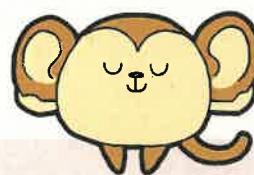
裁判所 民事調停



裁判所 家事調停



**特定調停** 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響で、今までのようなローンの返済が難しくなった場合、事前に銀行等の債権者に申出をし、弁護士等の専門家の支援を受けて、銀行等の債権者と調整した上、特定調停を利用して、ローンの減額や返済額の調整を銀行等とすることができます。



## ウェブ会議

調停の期日は裁判所で行うのが原則ですが、遠方に住んでいる、DVを受けていた等の事情で、裁判所に行くことが難しい場合、家事調停では、電話による方法に加えて、ウェブ会議を利用して参加できるようになります。現在（令和4年8月）4つの家庭裁判所で実施されており、更なる運用拡大に向けて準備しています。

